○近畿地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　綴喜都市計画道路事業三・三・二十四号内里高野道線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月二十四日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府八幡市美濃山千原谷地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第百二十七号南丹都市計画道路事業三・四・八号並河亀岡停車場線及び三・四・二十六号並河北河原線

三　事業施行期間　自平成二十年八月十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年近畿地方整備局告示第七十号阪神間都市計画道路事業三・五・八十五号園田西武庫線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年近畿地方整備局告示第百九号宇治都市計画道路事業三・六・三号宇治淀線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市神村町字平一〇六七番一から同市神村町字才之峠三九三番一まで	前	二四・五〇～九九・〇〇メートル	二四・五〇～一〇二・〇〇キロメートル
	後	二四・五〇～九九・〇〇メートル	〇〇・八九二～〇〇・八九二キロメートル

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二号	福山市神村町字平一〇六七番一から同市神村町字才之峠三九三番一まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市神村町字平一〇六七番一から同市神村町字才之峠三九三番一まで	前	二四・五〇～九九・〇〇メートル	二四・五〇～一〇二・〇〇キロメートル
	後	二四・五〇～九九・〇〇メートル	〇〇・八九二～〇〇・八九二キロメートル

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十一号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
観音寺市柞田町字山王丙一一〇六番一から同市柞田町字馬場下丙二〇八六番二まで	前	一一・九二～二六・六一メートル	一一・九二～一二・四〇キロメートル
	後	〇〇・〇〇九～〇〇・〇〇九キロメートル	

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所